3 参加表明者及び配置予定技術者の参加資格に関する方針

(1) 応募者の企業形態

広く応募者を募る考えから、単体企業に限定せず、設計共同企業体(以下「JV」という。)での応募も可能とする。

ただし、JVの場合は、構成員数は2者以内、構成員の出資比率は30%以上とし、主たる構成員は最大出資比率の構成員とする。

(2) 参加表明者に参加資格として求める設計業務実績

ア 設計業務実績

本事業は公共工事であり、業務遂行に**公共施設の設計実績の企業としての知見や経験が重要**であると考える。一方で、幅広い参加者を募る考えから、以下のとおり参加 資格を設定する。

過去10年以内(平成21年4月1日以降)に、**国又は地方公共団体が発注した公 共施設**(国土交通省 告示15号 別添二 類型四、十一、十二 の用途で延べ面積 6,000㎡以上の新築工事に限る)の建設に関する基本設計業務又は実施設計業 務を元請で受託し、参加表明書の提出日現在において当該設計業務が完了している 実績を有する者

(他の類型の用途との複合施設の場合は、過半の面積が類型四、十一、十二の用途 であるものに限る)

イ 参加資格

- ① 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格 を有する者で、申請先自治体に「小金井市」、申請業種に「建築設計」の登録がされ ている者
- ② 団体又はその代表者、雇用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)」第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員でない者
- ③ 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定に基づく入札参加除外措置を受けた入札参加資格者でない者
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する、一級建築士事務所 の登録を受けている者
- ⑥ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 配置予定技術者の資格

管理技術者及び各主任技術者については、以下のとおり参加資格を設定する。

過去10年以内(平成21年4月1日以降)に、国土交通省 告示15号 別添二類型四、十一、十二 の用途(延べ面積6,000㎡以上の新築工事に限る)の建設に関する基本設計業務又は実施設計業務を元請で受託し、参加表明書の提出日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者

(他の類型の用途との複合施設の場合は、過半の面積が類型四、十一、十二の用途であるものに限る)

建築 (構造) 主任担当技術者には上記に加え、免震構造の設計実績 (用途は限定せず、延べ面積 6 , 0 0 0 ㎡以上) を求める。

(4) 管理技術者等の保有資格

管理技術者等の保有資格は以下のとおりとする。

管理技術者	一級建築士	
建築(総合)主任担当技術者	一級建築士	
建築(構造)主任担当技術者	構造設計一級建築士	
電気設備主任担当技術者	設備設計一級建築士 or 建築設備士 or 技術士	
機械設備主任担当技術者	設備設計一級建築士 or 建築設備士 or 技術士	
施工計画主任担当技術者	一級建築士 or 1級建築施工管理技士	
コスト管理主任担当技術者	一級建築士 or コスト管理士 or 建築積算士	

※電気設備主任担当者もしくは機械設備主任担当技術者のいずれかは設備設計一級 建築士を有すること

(5) 配置予定技術者の所属、兼任

確実で円滑な基本設計業務の遂行のために、配置予定技術者の所属、兼任は以下のとおりとする。

- ア 管理技術者及び建築 (総合) 主任担当技術者は、参加表明者の組織 (JVの場合は 代表構成員) に所属していること。
- イ 管理技術者、建築 (総合)、建築 (構造)、電気設備、機械設備、施工計画、コスト 管理の各主任担当技術者は他の主任担当技術者と兼任していないこと。

(6) J V 構成員、協力事務所(業務の再委託先)について

- ア 本業務に関する専門分野について、協力事務所を加えることを可能とする。 (ただし、管理技術者、建築(総合)主任担当技術者が担う業務を除く。)
- イ 協力事務所及び JV 構成員の企業に属する配置技術者の配置の制限は、次を参照する こと。

凡例 \bigcirc :該当する企業から配置 \triangle :該当する企業のいずれかから配置

◆:協力事務所から配置可能 -:該当する企業からの配置は不可

		単体企業	
	配置技術者	単体	協力
		企業	事務所
ア	管理技術者	\circ	
イ	建築(総合)主任担当技術者	0	_
ウ	建築(構造)主任担当技術者	0	*
エ	電気設備主任担当技術者	\circ	•
オ	機械設備主任担当技術者	0	*
力	施工計画主任担当技術者	\circ	•
丰	コスト管理主任担当技術者	0	•

JV			
主たる 構成員	構成員	協力 事務所	
0	_		
Δ	\triangle		
Δ	\triangle	*	

「建築設計業務委託の進め方 — 適 切に設計者選定を行うためのマ

ニュアル 一 平成30年5月 全国営繕主管課長会議」 では実 績の設定例として、類似業務では 1/2以上の規模としていることか ら、本事業で想定している 庁舎予 定面積12,000㎡の1/2以上の 6,000㎡以上 を設定することと考 えました。

		表4-5 同種又は類似業務の実績の設定例	
延べ面	債 3,000㎡	の庁舎の新築の設計業務の場合	
	同種	延べ面積3,000㎡以上の新築の庁舎又は事務所	
	類似	延べ面積1,500㎡以上の新築の庁舎又は事務所	
延べ面	債 6,000㎡	のRC造庁舎の新築の設計業務の場合	
	同種	RC造又はSRC造の建築物で延べ面積6,000m以上の新築の庁舎又は事務所	
	類似	RC造又はSRC造の建築物で延べ面積3,000m以上の新築の庁舎又は事務所	
延べ面	漬 30,000r	nosrc造庁舎の新築の設計業務の場合	
	同種	SRC造、S造又はRC造の建築物で延べ面積15,000㎡以上の新築の庁舎又は事務所	
	類似	SRC造、S造又はRC造の建築物で延べ面積7,500㎡以上の新築の庁舎又は事務所	
延べ面	漬 12,000 r	nのSRC造庁舎のリニューアルの設計業務の場合	
		A、Bをともに満たす建築物でa、bのいずれかに該当する設計業務	
		A.構造:RC造、SRC造又はS造	
	同種	B.規模:1棟で延べ面積6,000㎡以上	
		a.新築の設計	
		b.計画通知又は確認申請が必要な改修設計	
		A、Bをともに満たす建築物でa、bのいずれかに該当する設計業務	
		A.構造: RC造、SRC造又はS造	
	類似	B.規模:1棟で延べ面積3,000㎡以上	
		a.新築の設計	
		b.計画通知又は確認申請が必要な改修設計	
延べ面	Eベ面積 20,000㎡の11階建てのSRC造庁舎の耐震改修の設計業務の場合		
	同種	RC造又はSRC造の建築物で5階建て以上かつ延べ面積10,000㎡以上の耐震改修設計	
	類似	RC造又はSRC造の建築物で3階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の耐震改修設計	
	類似	RC造又はSRC造の建築物で5階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の新築の庁舎又	
	類似	は事務所	

注) 設定例の解説:規模の設定について

同種業務は、設計対象の建築物の規模が含まれるよう、同程度以上の規模に設定する。ただし、設計対象の建築物が大規模で実績を有する者が限定される場合には1/2の規模とする。

類似業務は、同種業務の1/2の規模とする。

いずれも、必要となる技術力が担保されると考えられる範囲で設定することが必要である。

【面積要件等の他市事例】

				参加 多	件 (一部)	
番号	発注者	応募者数	計画規模	床面積 〔㎡以 上〕	用途	備考(※)
1	春日部市 /埼玉県	2	$15,000$ $\sim 21,000$	10,000	庁舎	
2	旭市 /千葉県	8	12, 000	10,000	類型 4/10/12 の第 2 類※	複合施設の場合は過 半を超える面積が第 2類の用途
3	焼津市 /静岡県	4	15, 100	8,000	類型 4~12	
4	湖南市 /滋賀県	3	※ 11, 900	8, 000	類型4第2類	庁舎 9,500 +市民交流施設 1,420 +保健センター950 (共同福祉施設の改 修工事 1,035)
5	羽島市 /岐阜県	8	10,000	8,000	類型4第2類	
6	草加市 /埼玉県	3	12,000	6,000	庁舎/類型4	
7	神戸市 /兵庫県	4	% 18,000	①5,000 ②10,000		庁舎 9,000~10,000 +文化施設他
8	長岡京市 /京都府	1	※ 16, 000	5, 000	庁舎	庁舎 14,200 +付加機能(文化会館, 保健センター)1,800
9	上田市 /長野県	5	$10,000$ $\sim 13,000$	5,000	庁舎/ 類型 4/8/12	
10	常滑市 /愛知県	6	10,000	5,000		
11	四街道市 /千葉県	3	※ 8,000 ∼9,800	5,000	庁舎	増築する延床面積
12	鹿沼市 /栃木県	8	12,000	3,000	庁舎	
13	平川市 /青森県	12	7, 200	3,000	類型 4	

参考:国土交通省 告示 15 号 別添二

建築物の類型	建築物	の用途等
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショー
		ルーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿 舎等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	_
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学 (実験施設等を有するもの)、専門 学校 (実験施設等を有するもの)、研究 所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル (宴会場等を有するもの)、保養 所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、	多機能福祉施設等
	リハビリセンター等	
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンタ	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館
	一等	研修所、警察署、消防署等
十三 戸建住宅(詳細設計及	戸建住宅	_
び構造計算を必要とする もの)		
十四 戸建住宅 (詳細設計を 必要とするもの)	戸建住宅	_
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	_